

JAこうか 地域農業振興計画

「夢のある地域農業づくり」

～持続可能な地域農業の実現～



令和4年度～令和8年度



目次

はじめに ごあいさつ	1
第一章 JAこうか地域農業振興計画策定にあたって	
計画策定の趣旨、計画の枠組み	2
第二章 地域農業の現状と課題	
現状と課題その1 多様化する担い手	3
現状と課題その2 担い手の高齢化と後継者不足	5
現状と課題その3 農産物に対する需要の変化	6
第三章 令和8年度に向けたビジョン	
地域農業振興のビジョン	7
第四章	
「夢のある地域農業づくり」 令和8年度に向けた「5つの柱」 ～持続可能な地域農業の実現～	8
第五章 令和8年度に向けた「5つの柱」の具体的取り組み	
第1の柱 多様な担い手が選択できる 多様な農業メニューづくり	10
第2の柱 がんばる担い手づくり	14
第3の柱 地域農産物のさらなる価値の創造	16
第4の柱 環境に配慮した農業の推進	18
第5の柱 農業基盤の確保に向けた取り組みの促進	20
第六章 参考資料	22

管内の農業は、これまで大規模農家や集落型農業法人等へ農地を集積し、経営規模を拡大することで担い手を確保してきました。現在は農業生産法人や集落型の農事組合法人をはじめ、個人を含めた多様な担い手が農業を営んでいます。しかし、人口の減少とともに農家数は減少の一途をたどっており、受け皿である担い手農家や法人においても、高齢化と後継者不足は深刻な課題となっています。

また、国産の農産物に対する需要は、わが国の食料自給率の低さとは裏腹に、付加価値がなければ生産しても消費が伸びないといった厳しい状況下にあり、管内の主要な農産物である米と茶の価格についても下落を続けています。

今回の地域農業振興計画の策定にあたっては、これまで当組合が取り組んできた、米と茶に加えた園芸（野菜・果樹・花卉）振興による複合的な農業経営を行うことで、農家所得を拡大していく方針を継続するとともに、担い手づくりや農作業軽減対策の促進、地域の農畜産物のさらなる価値の創造など、持続可能な地域農業の実現に向けた重点取り組み事項として「5つの柱」を設定しています。

この「5つの柱」をこれからの地域農業振興の基本的な方向と位置づけ、積極的に取り組みを進めてまいります。また、取り組みにあたっては、組合員のみなさまとの共有を図りながら進めることはもちろん、県農業農村振興事務所や甲賀市・湖南市などの関係機関との連携・協力を得ながら実践をしてまいります。

当組合のビジョンである「夢のある地域農業づくり」に向かい、本計画を基に役職員一丸となり取り組んでまいりますので、組合員のみなさまの一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和4年6月

甲賀農業協同組合
代表理事組合長

池村 正



■ 計画策定の趣旨

本計画は、地域農業の直面する課題と将来予想される諸情勢の変化の方向性を見極め、当組合の基本理念である「農業を振興し食と緑と水を大切にします」に則り、目指すべきビジョン「夢のある地域農業づくり」を計画的に実現することを基本的なねらいとしています。

本計画の策定にあたっては、滋賀県・甲賀市・湖南市等の関係機関の連携・協力の下、前計画の取り組み実績を踏まえ、地域農業の振興に向けた将来5年間の方向性と実効性の高い基本施策づくりを目指しました。

本計画は、地域農業振興に向けての羅針盤的な機能を担い、組合員の農業経営の拠り所となるとともに、関係機関と共有し、JA・組合員・関係機関それぞれが役割を発揮し、実践されることが重要です。

■ 計画の枠組み

(1) 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度の5ヵ年です。

計画の取り組み実績や情勢変化、3ヵ年を経過した中間検証等を通して、必要があれば、部分的な計画修正を行うものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、本章のほか、「第二章 地域農業の現状と課題」、「第三章 令和8年度に向けたビジョン」、「第四章 令和8年度に向けた5つの柱」、「第五章 令和8年度に向けた5つの柱の具体的取り組み」で構成されています。

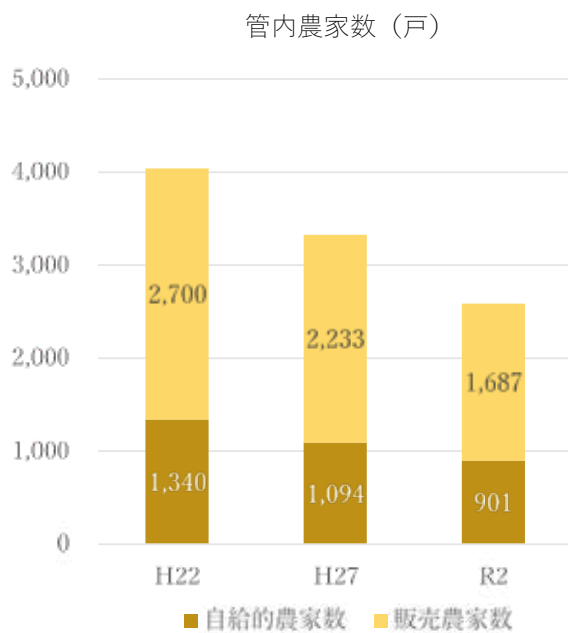
第二章で地域農業の現状分析を行い、第三章では目指すビジョンを、第四章・第五章でこれらを踏まえた5つの重点的な取り組みとその具体的な実践事項を設定しています。

地域農業の現状と課題

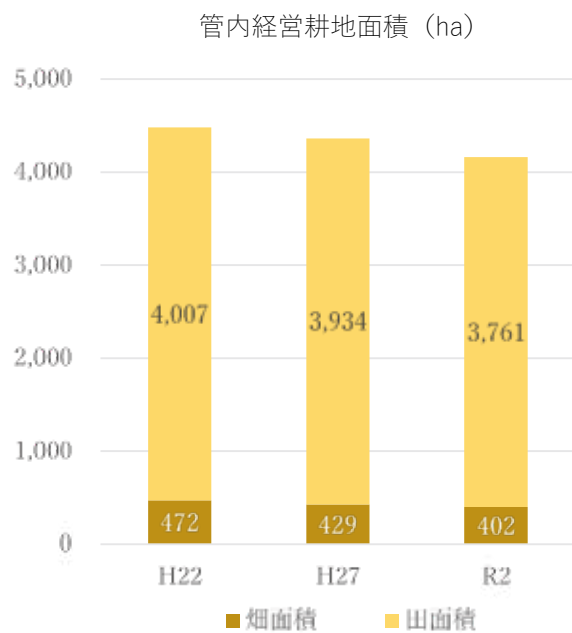
■ 現状と課題その1 多様化する担い手

管内の農家数は平成22年から令和2年までの10年間で約36%減少しています。一方、農家数の減少に対して経営耕地面積の減少は7%、農業産出額の減少は11%程度に留まっており、大規模農家や集落営農組織等への農地集積が進んでいることが伺えます。こうした状況の変化により、管内では大規模農家や集落型農業法人をはじめ、法人等に属さない中小規模の販売農家、さらには主な圃場を大規模農家や集落に任せて小規模な畑作等を営む農業者や自給的農業者など、多様な担い手が農業を営む状況となっています。

このため、これからの地域農業の振興においては、多様な担い手が自らに合った農業の形を選択できるような柔軟性が求められると考えられます。



（2010～2020農林業センサス）



（2010～2020農林業センサス）

農家数の推移

(戸、%)

項目	H22	H27	R2	H22 からの変動率
自給的農家数	1,340	1,094	901	△32.8
販売農家数	2,700	2,233	1,687	△37.5
主業農家	137	137	104	△24.1
準主業農家	582	361	245	△57.9
副業的農家	1,981	1,735	1,339	△32.4
総農家数	4,040	3,327	2,588	△35.9

(2010～2020 農林業センサス)

管内経営耕地面積の推移

(ha、%)

項目	H22	H27	R2	H22 からの変動率
田	4,007	3,934	3,761	△6.1
畑	472	429	402	△14.8
田畑合計	4,479	4,363	4,163	△7.1

(2010～2020 農林業センサス)

管内農業産出額の推移

(億円、%)

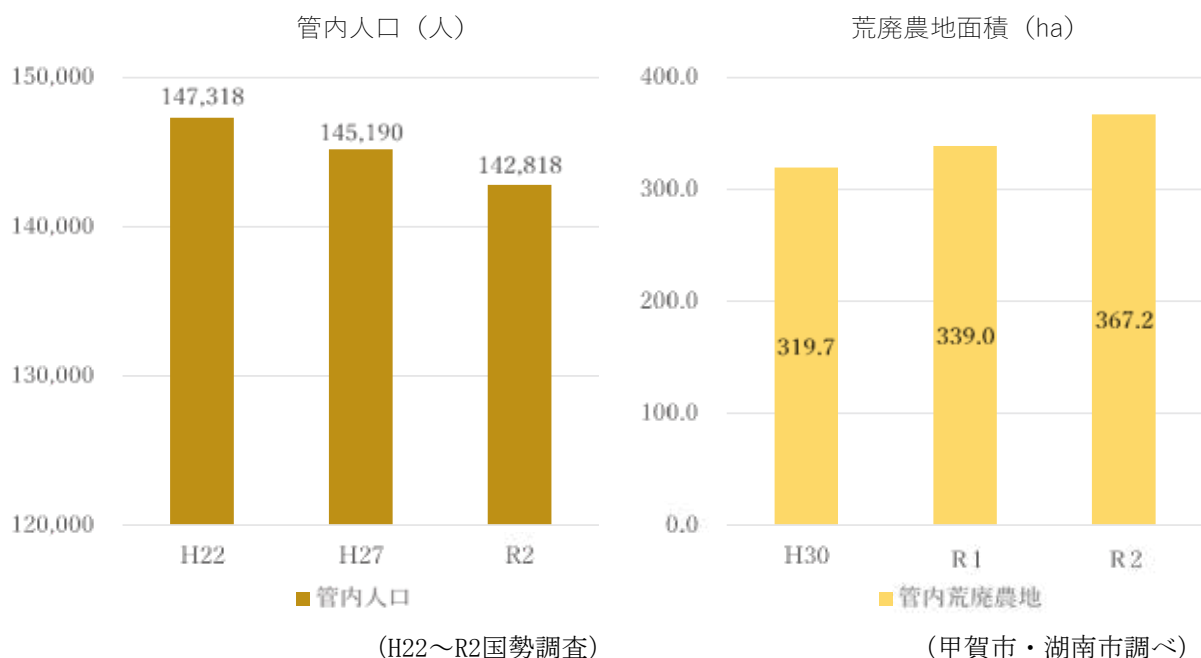
項目	H18	H26	R1	H18 からの変動率	(参考) R1 滋賀県
耕種	52.4	41.6	49.0	△6.5	539
米	35.3	28.0	34.6	△2.0	378
麦・豆・いも	2.5	1.5	1.3	△48.0	28
園芸	6.8	6.0	6.8	0.0	126
工芸農作物	7.6	6.1	5.2	△31.6	6
畜産	16.8	14.1	13.4	△20.2	107
加工	2.9	2.8	1.5	△48.3	2
上記総額	72.1	58.5	64.0	△11.2	647

(H18～R1 近畿農林水産統計年報)

■ 現状と課題その2 担い手の高齢化と後継者不足

管内の人口は平成17年の国勢調査までは増加していましたが、平成22年の調査以降減少に転じ、平成22年からの10年間では約4,500人の減少となっています。一方、総人口のうち65歳以上の老年人口の割合は10年間で6.9ポイント増加しており、急速に高齢化が進んでいます。農業者も同様に、基幹的農業従事者の65歳以上の割合が8割を超え、65歳未満の世帯員がいない副業的農家数が総販売農家数の79%を占めるなど、高齢化と後継者不足が顕著になっています。また、管内の荒廃農地は増加傾向にあり、直近2年間で47.5ha増加しています。

このため、これからの地域農業の振興においては、高齢者や少人数でも農業を継続できるような農作業の軽減対策や、次世代の担い手づくりに向けた取り組みの強化が一層必要であるといえます。



管内人口の推移

（人、％）

項目	H22	H27	R2
管内人口	147,318	145,190	142,818
うち老年人口（65歳以上）の割合	19.9	24.0	26.8
（参考）基幹的農業従事者の65歳以上の割合	68.6	72.8	81.9
（参考）販売農家のうち副業的農家の割合	73.4	77.7	79.4

（H22～R2 国勢調査）（2010～2020 農林業センサス）（H22～R2 近畿農林水産統計年報）

荒廃農地面積の推移

（ha）

項目	H30	R1	R2
甲賀市	314.5	333.1	360.0
湖南市	5.2	5.9	7.2
管内合計	319.7	339.0	367.2

（甲賀市・湖南市調べ）

■ 現状と課題その3 農産物に対する需要の変化

管内の主要な農産物である米の販売価格は、これまでの需給対策の取り組みにより維持されてきましたが、令和3年産米ではコロナ禍による国内需要の減少を受け大幅に下落しました。また、茶についても同様に平成22年からの10年間で共同入札販売会の平均単価は約3割下落しています。一方で、直売所「花野果市」や湖南市市民産業交流促進施設「ここぴあ」における野菜等の受託販売高は増加傾向にあるなど、地域の農畜産物を地域で消費したいという「地産地消」のニーズは依然として高いものがあります。さらには、伝統野菜、加工品、環境負荷を軽減した栽培など、さまざまな付加価値に対する需要は、情報化社会の進展とともに全国に広がっています。

このため、これからの地域農業の振興においては、地域農産物のさらなる価値の創造に向けた取り組みを強化していくことが重要なポイントであるといえます。

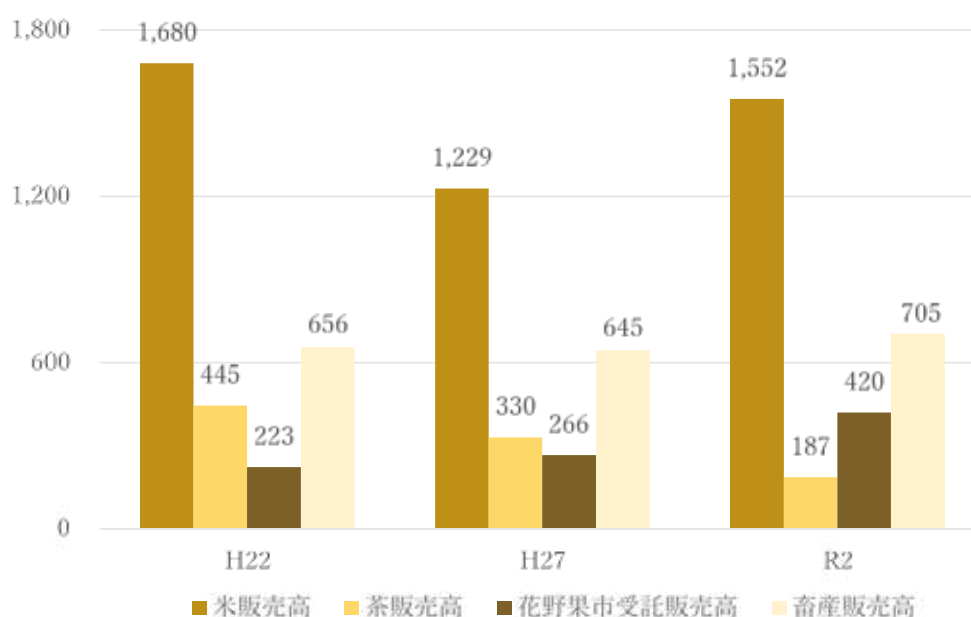
ＪＡこうかの取り扱い高の推移

(百万円、%)

項目	H22	H27	R2	H22 からの変動率
米販売高	1,680	1,229	1,552	△7.6
茶販売高	445	330	187	△58.0
花野果市受託販売高 (R2 はここぴあ含む)	223	266	420	+88.3
うち花野果市水口店のみの受託販売高	223	228	282	+26.5
畜産販売高	656	645	705	+7.5

(ＪＡこうか決算関係資料)

主な取り扱い高 (百万円)



■ 地域農業振興のビジョン

「夢のある地域農業づくり」

～持続可能な地域農業の実現～

当組合の基本理念に基づき、平成22年に策定したJAこうか長期構想の3つのビジョン「夢のある地域農業づくり」「心豊かで安心して暮らせる地域づくり」「元気なJAづくり」については、現在も引き続き当組合の経営の指針としています。

この3つのビジョンは当組合が恒久的に目指していくものであり、今回の計画においても目指す指針として設定します。

さらに、地域農業の情勢変化を見据え、管内の多様な農業者が持続的に農業を営むことができるよう「持続可能な地域農業の実現」を将来5ヵ年のサブタイトルとして定め、さまざまな農業の振興策や農畜産物の付加価値の創造に向けた取り組みを進めます。



管内小学校の田植え体験

「夢のある地域農業づくり」

～持続可能な地域農業の実現～

令和8年度に向けた「5つの柱」

第一の柱

多様な担い手が選択できる多様な農業メニューづくり

- (1) 選択制のある米づくりによる近江米の生産振興
- (2) 「新たなこうか型園芸産地づくり」による甲賀の野菜・果樹・花卉の生産振興
- (3) 良質茶づくりによる近江の茶の生産振興
- (4) 畜産クラスター事業の活用による畜産振興

令和8年度に向けた主要目標

業務用多収米（大粒ダイヤ・あきだわら）作付面積
野菜（白葱・玉葱・キャベツ）栽培面積
果樹（ブドウ・梨）の栽培戸数
花卉（菊・リンドウ）の栽培戸数
伝統野菜の栽培面積
茶園改植面積
稲WC S 面積

現状（令和2年度）

21ha

22ha

28戸

28戸

0.9ha

3.5ha

37ha

目標（令和8年度）

70ha

36ha

45戸

45戸

2.5ha

10ha／5年

56ha



ブドウ現地研修会

第二の柱

がんばる担い手づくり

- (1) スマート農業の普及
- (2) 資材コストの削減による農業経営の支援
- (3) 次世代担い手の仲間づくり
- (4) 農業経営受託や農作業受託に向けた取り組みの促進

令和8年度に向けた主要目標

青壮年部（集落法人次世代組織）部会員数
農業サービス事業体の設置

現状（令和2年度）

—

—

目標（令和8年度）

60人

1組織



ラジコン草刈り機



第三の柱

地域農産物のさらなる価値の創造

- (1) 忍シリーズ農産物の選択と集中による産地化の促進
- (2) 直売所・青果センターを核とした地産地消の促進
- (3) 食農教育の推進
- (4) 加工品の開発と伝統野菜の継承



近江の茶（リーフ・ティーバッグ）

令和8年度に向けた主要目標

白葱（忍葱）の販売額
玉葱（忍玉真丸）の販売額
業務用キャベツの販売額

現状（令和2年度）

1,516万円

883万円

1,540万円

目標（令和8年度）

2,200万円

1,650万円

2,400万円



濁水防止運動

第四の柱

環境に配慮した農業の推進

- (1) 化学農薬・化学肥料の削減に向けた支援の強化
- (2) 特別栽培米や環境こだわり農産物の深化
- (3) 農業用プラスチックの削減

令和8年度に向けた主要目標

有機JAS栽培米、有機・減農薬栽培米
の取り組み農家数

現状（令和2年度）

1戸

目標（令和8年度）

10戸



第五の柱

農業基盤の確保に向けた取り組みの促進

- (1) 農業関連設備の老朽化等への対策強化
- (2) 共同利用施設の活用促進
- (3) 獣害対策の継続
- (4) 畦畔や水路の保全対策



水口カントリーエレベーター

令和8年度に向けた主要目標

農業関連融資残高

水口カントリーエレベーター稼働率向上

現状（令和2年度）

6.5億円

40.2%

目標（令和8年度）

10億円

100.0%



第1の柱 多様な担い手が選択できる多様な農業メニューづくり

(1) 選択制のある米づくりによる近江米の生産振興

良食味米や環境こだわり米の生産、低コストで多収の業務用米の生産、飼料用米などの水田活用米穀の生産など、多様な担い手が経営規模や地域性に合わせて選択できる米づくりを推進します。また、気候の変動を見据え、品質向上に向けて高温耐性品種への作付転換を推進します。

多様な担い手が選択できる米づくり例

栽培区分	重点推進品種
特別栽培米	(早生) みずかがみ、コシヒカリ、(中生) キヌヒカリ
有機JAS米	(早生) コシヒカリ
有機肥料・減農薬栽培米	(早生) コシヒカリ等
業務用契約栽培米	(中生) 大粒ダイヤ、(晩生) あきだわら、(新規選定品種)
高温耐性品種	(早生) みずかがみ、(晩生) きぬむすめ
糯米	(晩生) 滋賀羽二重糯
飼料用米	(晩生) あきだわら等



あぜみちモーニングスクール（現地指導）

(2)「新たなこうか型園芸産地づくり」による甲賀の野菜・果樹・花卉の生産振興

市場出荷に向けた産地形成型園芸、直売所出荷を中心とした地産地消型園芸、伝統野菜の振興等によるブランド化園芸など、水稻と園芸の複合経営をメインとしながら、多様な担い手が経営規模や地域性に合わせて選択できる園芸振興を行います。特に、野菜では白葱（忍葱）・玉葱（忍玉真丸）・キャベツを、果樹ではブドウ・梨を、女性も取り組みやすい花卉では菊・リンドウを重点品目に設定し生産を振興します。

新たなこうか型園芸産地づくり例

農業者の区分	重点推進品目
大規模販売農家	市場出荷用野菜 : 白葱（忍葱） 業務用野菜 : 玉葱（忍玉真丸）、キャベツ 市場出荷用果樹 : ブドウ、梨 市場出荷用花卉 : 菊、リンドウ ブランド野菜 : 水口かんぴょう、杉谷とうがらし、杉谷なす、下田なす、弥平とうがらし等
集落型農業法人	市場出荷用野菜 : 白葱（忍葱） 業務用野菜 : 玉葱（忍玉真丸）、キャベツ
中小規模販売農家	市場出荷用野菜 : 白葱（忍葱） 市場出荷用果樹 : ブドウ、梨 市場出荷用花卉 : 菊、リンドウ ブランド野菜 : 水口かんぴょう、杉谷とうがらし、杉谷なす、下田なす、弥平とうがらし等 地産地消野菜 : 少量多品目（直売所出荷）
自給的農家	地産地消野菜 : 少量多品目（直売所出荷）



忍葱栽培研修

(3)良質茶づくりによる近江の茶の生産振興

良質茶づくりに向けた土壌診断や改植支援の継続と、ほうじ茶や有機栽培茶等の生産を通じたブランド化に取り組みます。また、全農を通じた茶の輸出の取り組みについて検討を進めます。



(4)畜産クラスター事業の活用による畜産振興

畜産クラスター事業をはじめとする各種事業を活用し、地域と一体となって増産や省力化に取り組むことで、生産性の高い畜産経営に向けた支援を行います。



第1の柱 多様な担い手が選択できる多様な農業メニューづくり

基本施策	具体的な取り組み	現状（R2）	R8目標
(1)選択制のある米づくりによる近江米の生産振興	①業務用多収米（大粒ダイヤ・あきだわら）の生産を拡大します。	作付面積 21ha	作付面積 70ha
	②米づくりの大規模化を見据えた業務用品種を選定します。	—	1品種
	③環境に配慮した特別栽培米（みずかがみ・コシヒカリ）を強化します。	作付面積 472ha	作付面積 520ha
	④販売を起点とした契約栽培の拡大に取り組みます。	契約販売先 3 先	契約販売先 10 先
(2)「新たなこうか型園芸産地づくり」による甲賀の野菜・果樹・花卉の生産振興	①白葱（忍葱）、業務用玉葱（忍玉真丸）、業務用キャベツを重点3品目とし栽培面積を拡大します。	栽培面積 22ha	栽培面積 36ha
	②果樹生産（ブドウ・梨の拡大）を振興します。	ブドウ 18 戸 梨 10 戸	ブドウ 30 戸 梨 15 戸
	③花卉生産（菊・リンドウの拡大）を振興します。	菊 23 戸 リンドウ 5 戸	菊 30 戸 リンドウ 15 戸
	④重点品目の種苗・ハウス・資材・農機貸出等への支援を行います。	農機貸出、ハウスリース等実施	継続取り組み
	⑤伝統野菜の生産継承支援（新規取り組み含む）により生産者を拡大します。	栽培面積 0.9 ha	栽培面積 2.5 ha
(3)良質茶づくりによる近江の茶の生産振興	①圃場の土壌診断（硬度・圧密化調査含む）を促進します。	診断数 32 点	診断数 50 点
	②茶園の改植を継続します。	年 3.5 ha	5 年間で 10ha
	③ほうじ茶・有機栽培茶の生産振興および行政と連携し加工品の開発を含めたブランド化を促進（土山：ほうじ茶、信楽：有機栽培茶等）します。	ほうじ茶 — 有機栽培茶 12 件	ほうじ茶 15 件 有機栽培茶 20 件
	④全農を通じた茶の輸出を検討します。	—	R5 検討
(4)畜産クラスター事業の活用による畜産振興	①省力化機械・ICT 機器等の導入による経営支援を行います。	事業活用支援	継続取り組み
	②稲 WCS・飼料用トウモロコシ等の自給飼料の生産を拡大します。	稲 WCS 37ha 飼料用トウモロコシ 8 ha	稲 WCS 56ha 飼料用トウモロコシ 19ha

第2の柱 がんばる担い手づくり

(1) スマート農業の普及

農作業負担を軽減するため、さまざまな省力化技術の実地研修会等を開催し、スマート農業の普及による生産性向上に取り組めます。



ドローン防除実演会

(2) 資材コストの削減による農業経営の支援

肥料の銘柄集約や一発型肥料の普及、大型規格農薬の取り扱い等により、資材コストの削減に向けた取り組みを継続し、農業経営を支援します。

(3) 次世代担い手の仲間づくり

集落型農業法人の若手メンバー等を中心として青壮年部を設立し、各種研修会や情報交換会を通して地域農業のリーダーを育成します。また、集落営農の広域連携等の協議や中小規模販売農家の事業承継に係る支援等を進め、農家組合員を確保します。



協同組合塾「忍★あすてる」

(4) 農業経営受託や農作業受託に向けた取り組みの促進

地域農業の受け皿として農業サービス事業体による農業経営受託や農作業受託について、準備室等を設置し検討を進めます。また、関係機関とともに、管内の農地保全とあわせて新規就農者や定年帰農者等の農業研修の場や、新技術試験の場としての運用を目指します。

第2の柱 がんばる担い手づくり

基本施策	具体的な取り組み	現状（R2）	R8目標
(1) スマート農業の普及	①ドローン防除・ラジコン草刈機の導入を支援します。	—	15件
	②リモートセンシング農業（※）の導入を支援します。	—	15件
	③ドローン操縦免許の取得を支援します。	—	支援数 15件
(2) 資材コストの削減による農業経営の支援	①スマート農業に対応した肥料・農薬を普及します。	—	R5導入試験開始
	②超大型規格農薬の利用を促進します。	40kg規格農薬普及	継続取り組み
	③統一銘柄肥料の利用を促進します。	「これいいね」の普及	継続取り組み 新銘柄の検討
(3) 次世代担い手の仲間づくり	①青壮年部（集落法人次世代組織）の立ち上げを行います。	協同組合塾の実施	部会員数 60人
	②中小規模販売農家の経営診断を進め、事業承継を支援します。	—	事業承継・経営診断相談数 20件/年
	③甲賀地域農業センターを通じた集落間の連携等の協議を進めます。	研修会の開催	継続取り組み
	④管内の学校（農業科）との栽培試験等の交流を強化します。	—	R5取り組み開始
	⑤次世代農業者（園芸・茶）の農産物検査員資格の取得を支援します。	—	R4取り組み開始
(4) 農業経営受託や農作業受託に向けた取り組みの促進	①農業サービス事業体の設立に向けた準備室を設置します。	—	R4設置
	②農業サービス事業体を設立します。	—	1組織

（※）リモートセンシングとは、対象物に触れることなく、離れたところから物体の形状や性質などを観測する技術のことです。ドローン等に搭載したセンサー（測定器）を用いて、地表の作物の状況を観測することが可能となります。

第3の柱 地域農産物のさらなる価値の創造

(1) 忍シリーズ農産物の選択と集中による産地化の促進

現状の忍シリーズ農産物等について、白葱（忍葱）・玉葱（忍玉真丸）・キャベツの3品目への集約と規格基準の見直しを行います。また、伝統野菜を含めたブランドブックの作成等により、消費者に評価される産地を目指します。



玉葱選別機の導入

(2) 直売所・青果センターを核とした地産地消の促進

花野果市・ここびあの出荷者拡大により地産地消を促進します。また、全国のJAとの協同組合間協同を進めることで販路を拡大するとともに、取り扱い品目の拡充による魅力の高い店舗運営に取り組みます。



(3) 食農教育の推進

学校給食や管内の企業等への地元産をはじめとした国産食材の提供により、国産国産の意義や地域の農と食の理解を深めます。

(4) 加工品の開発と伝統野菜の継承

管内の特産である茶や伝統野菜等を使用した加工品の開発を企業等と連携して進め、付加価値の向上と伝統野菜等の継承に寄与します。

第3の柱 地域農産物のさらなる価値の創造

基本施策	具体的な取り組み	現状（R2）	R8目標
(1) 忍シリーズ農産物の選択と集中による産地化の促進	①良食味みずかがみ・コシヒカリ・キヌヒカリの食味基準の再設定と販売拡大に取り組みます。	タンパク含有率 6.4%以下	R5良食味基準の再設定
	②忍葱(市場)・忍玉真丸(業務用)・キャベツ(業務用)の規格基準の再設定と販売拡大に取り組みます。	忍葱 1,516 万円 忍玉真丸 883 万円 キャベツ 1,540 万円	忍葱 2,200 万円 忍玉真丸 1,650 万円 キャベツ 2,400 万円
	③忍シリーズ農産物のブランドブックやサイト等の作成により販売を促進します。	—	R5ブランドブック作成等
(2) 直売所・青果センターを核とした地産地消の推進	①花野果倶楽部員（出荷者）を拡大します。	622 人	700 人
	②営農指導員による園芸教室を開催します。	—	R4から実施
	③食育ソムリエ有資格者を増員します。	3 人	10 人
	④全国のJAと協同組合間協同を進め、利用者の拡大に取り組みます。	取引先 19 件	取引先 30 件
(3) 食農教育の推進	①行政と連携し、学校給食等における地元食材の日（食育活動）の拡大等により地産地消を促進します。	地元産食材納品率 30% 納品額 3,075 万円	地元産食材納品率 50% 納品額 4,000 万円
(4) 加工品の開発と伝統野菜の継承	①パックご飯（赤飯）や近江の茶カートカン（※）等の販売拡大に取り組みます。	パックご飯販売開始 茶カートカンの開発	継続取り組み 販路拡大
	②伝統野菜のブランドブックやサイト等の作成により販売を促進します。	—	R5ブランドブック作成等

（※）カートカンとは、国内の間伐材等を 30%以上使用した紙製の飲料容器です。間伐で発生した木材を有効利用することで森林整備などの環境保全に貢献します。

第4の柱 環境に配慮した農業の推進

(1) 化学農薬・化学肥料の削減に向けた支援の強化

政府が策定した「みどりの食料システム戦略（※）」をふまえ、全農等と協力して化学農薬・化学肥料のみに依存しない減農薬防除技術や低リスク化学農薬の普及、有機質肥料への転換等を推進します。また、環境負荷軽減に向けた新たな需要に対応するため、米・野菜・茶のそれぞれの生産において有機栽培や減農薬栽培の試験を進め、販路拡大に取り組みます。

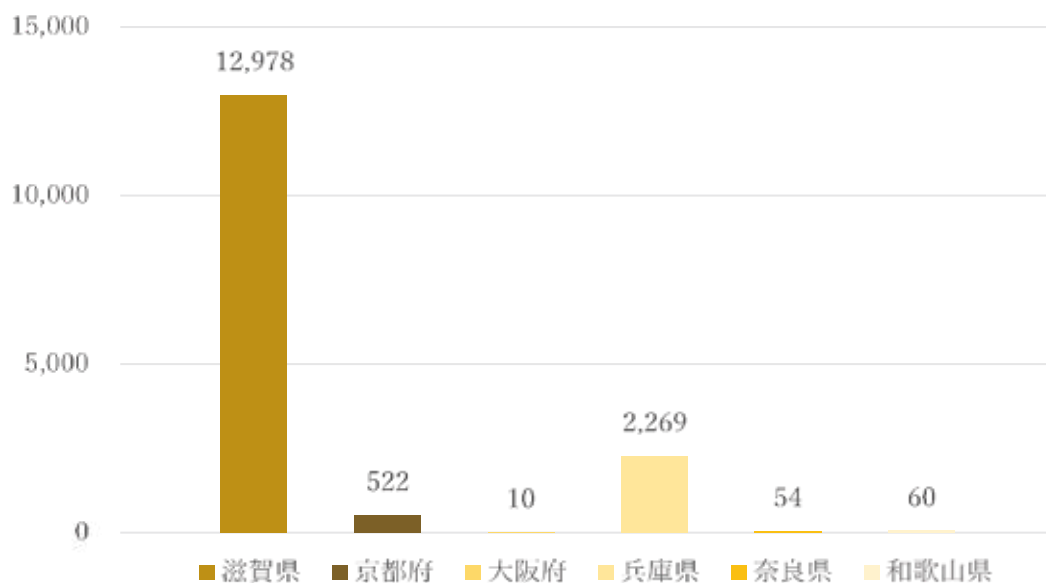
（※）「みどりの食料システム戦略」とは、大規模自然災害、地球温暖化、生産者の減少等の生産基盤の脆弱化、地域コミュニティの衰退、新型コロナを契機とした生産と消費の変化などの諸課題をうけ、農林水産省が食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため策定した戦略のことです。

将来にわたる食料の安定供給、健康な食生活や持続的な生産・消費の活発化に向けて、諸外国でも環境や健康に関する戦略を策定する動きが見られており、今後、このようなSDGsや環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、食料・農林水産業においてもこれらに的確に対応し、持続可能な食料システムを構築することが急務となっています。

(2) 特別栽培米や環境こだわり農産物の深化

滋賀県は全国でも突出した環境保全型農業の先進県であり、特別栽培米や環境こだわり農産物への取り組みをさらに進めることで、化学農薬・化学肥料の使用量を削減し、脱炭素（カーボンニュートラル）に寄与します。あわせて濁水の流出防止など、琵琶湖をはじめとする地域環境への負荷を削減します。

令和2年度近畿の環境保全型農業実施面積（ha）



（農林水産省ホームページ）

(3) 農業用プラスチックの削減

農業用プラスチック容器や被覆肥料等に含まれるマイクロプラスチックについて、使用済みプラスチックの適正処理や生分解性容器等の利用促進、被覆肥料のマイクロプラスチックの改良等、全農と協力して削減に向けた取り組みを進めます。

第4の柱 環境に配慮した農業の推進

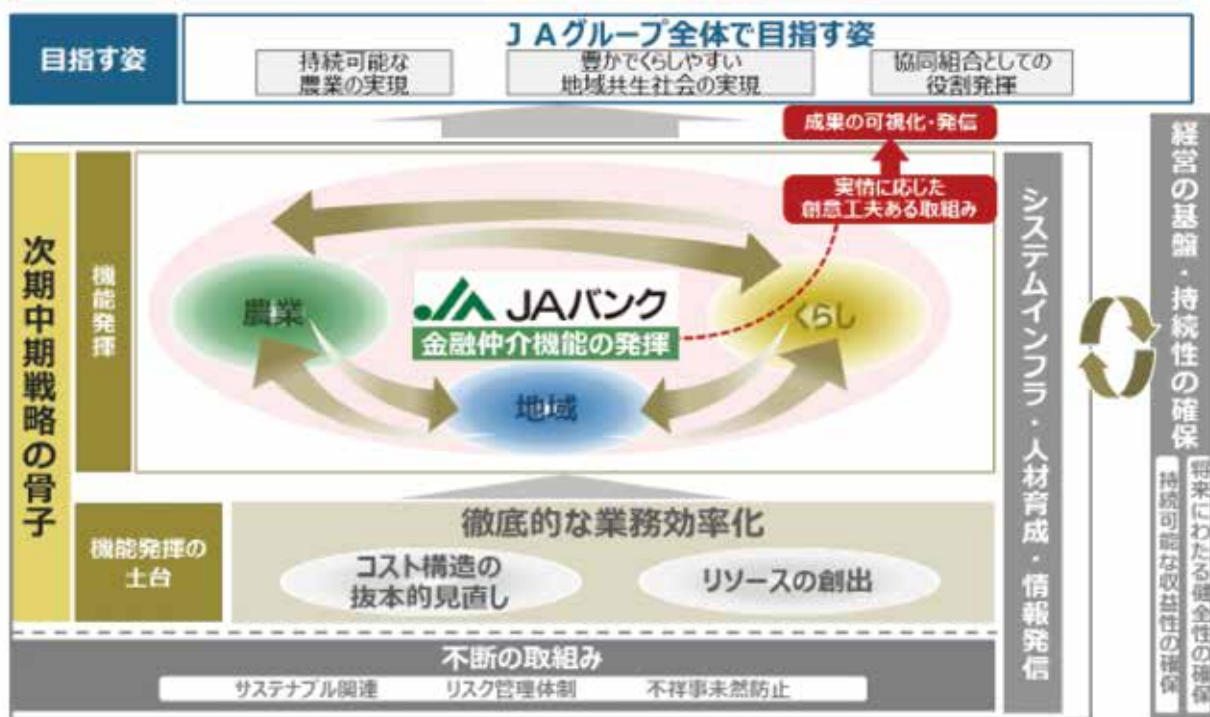
基本施策	具体的な取り組み	現状（R2）	R8目標
(1)化学農薬・化学肥料の削減に向けた支援の強化	①水田除草機や色彩選別機の共同利用に取り組みます。	色彩選別機導入3台	継続取り組み
	②化学農薬に依存しない防除技術や低リスク化学農薬の普及、有機質肥料への転換を進めます。	—	R5取り組み開始
	③栽培技術の確立（水稻・園芸・茶）に向けた試験圃場を設置します。	—	R4試験圃場設置
	④有機栽培（水稻・園芸・茶）の肥料・農薬体系を確立します。	—	R8資材体系整備
(2)特別栽培米や環境こだわり農産物の深化	①有機JAS栽培米や有機・減農薬栽培米（有機質肥料のみ・農薬3成分のみ）の取り組み農家を拡大します。	取り組み農家数1戸	取り組み農家数10戸
	②有機栽培茶の取り組み農家を拡大します。	12件	20件
(3)農業用プラスチックの削減	①プラスチックの被覆レス肥料を取り扱います。	—	R4試験開始
	②全農と連携し、リサイクル可能な肥料袋を使用します。	—	R4試験開始
	③行政と連携し、農業用廃プラスチック・廃棄農薬の回収を強化します。	年1回	年2回

第5の柱 農業基盤の確保に向けた取り組みの促進

(1) 農業関連設備の老朽化等への対策強化

営農指導員と融資相談員による農業経営診断とあわせて、設備や農機具の更新にかかる資金需要について金利優遇等による農業関連融資を強化し、地域における金融仲介機能を発揮します。

JAバンクの中期戦略（令和4年度～令和6年度）の骨子



(2) 共同利用施設の活用促進

JAの共同利用施設の活用（粃乾燥調製施設・育苗施設等）による投資の抑制や、農機の貸出等についても継続して取り組みます。

(3) 獣害対策の継続

甲賀地域獣害対策協議会と連携した集落環境点検の実施と、箱わなの貸出による捕獲支援を継続します。

(4) 畦畔や水路の保全対策

畦畔や水路の保全と安全確保に向けた資材提供等を通して、農業基盤の確保に向けたさまざまな支援を実施します。

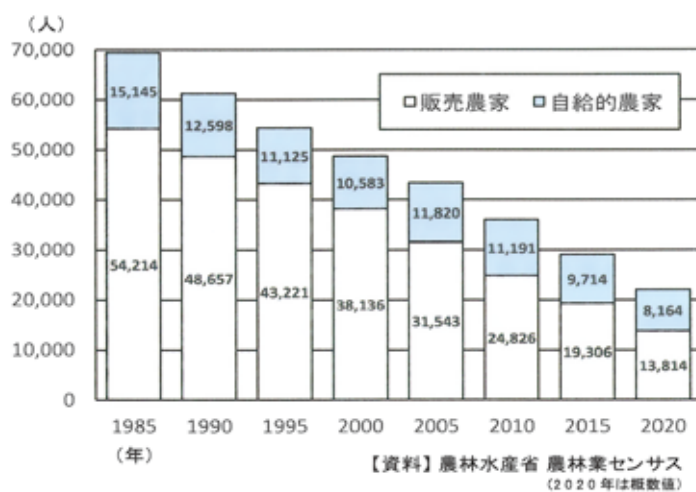
第5の柱 農業基盤の確保に向けた取り組みの促進

基本施策	具体的な取り組み	現状（R2）	R8目標
(1) 農業関連設備の老朽化等への対策強化	①金利優遇等による農業関連融資を拡充します。	融資残高 6.5 億	融資残高 10 億円
(2) 共同利用施設の活用促進	①水口カントリーエレベーターの共同利用を促進し、稼働率を向上します。	稼働率 40.2%	稼働率 100.0%
	②育苗センターの新設等により品質と供給能力を向上し、共同利用を促進します。	—	R6 設置
(3) 獣害対策の継続	①甲賀地域獣害対策協議会と連携し、箱わなの貸出を継続します。	年間 25 件	年間 30 件
	②職員の狩猟免許の取得・登録を進めます。	14 人	20 人
(4) 畦畔や水路の保全対策	①防草ネットの普及や畦畔への地被植物の種子吹き付け等により草刈り作業を軽減します。	防草ネット取り扱い開始	継続取り組み
	②補助事業等を活用した圃場の大型化（畦畔除去等）を促進します。	—	R5 実施（研修・情報提供等）

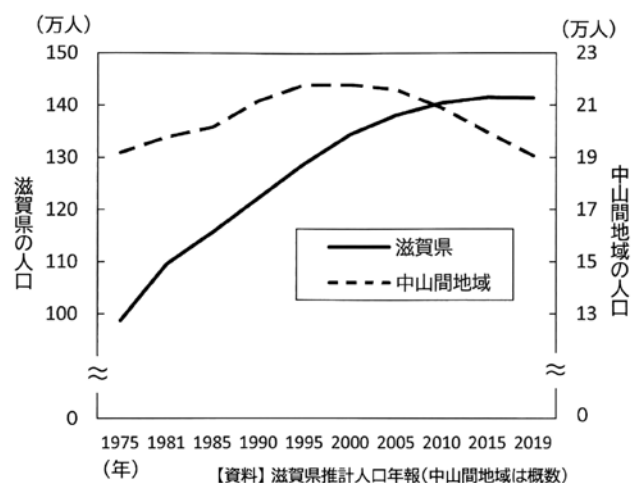
■滋賀県農業・水産業基本計画(参考資料)抜粋

(令和3年10月策定)

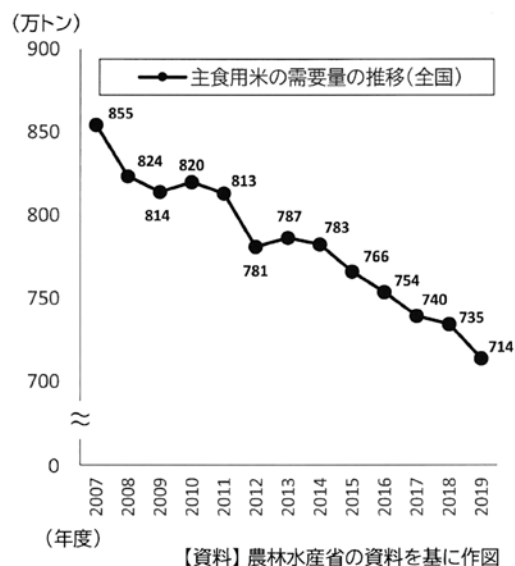
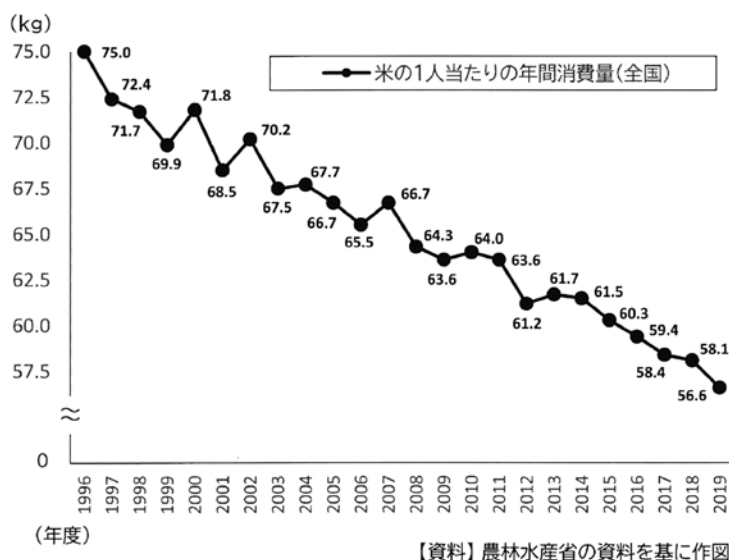
滋賀県の農家数の推移



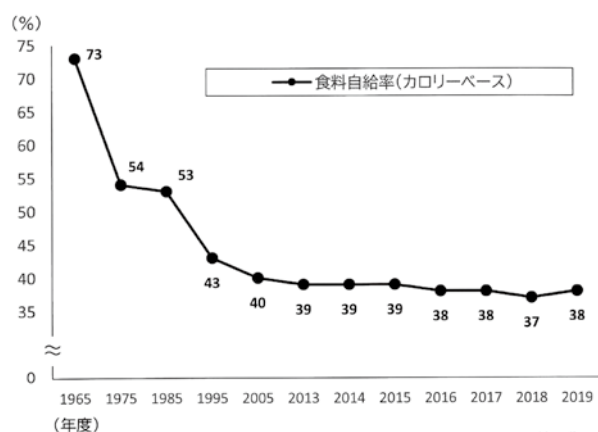
滋賀県の中山間地域の人口の推移



米の1人当たりの年間消費量（左図）および需要量（右図）の推移（全国）



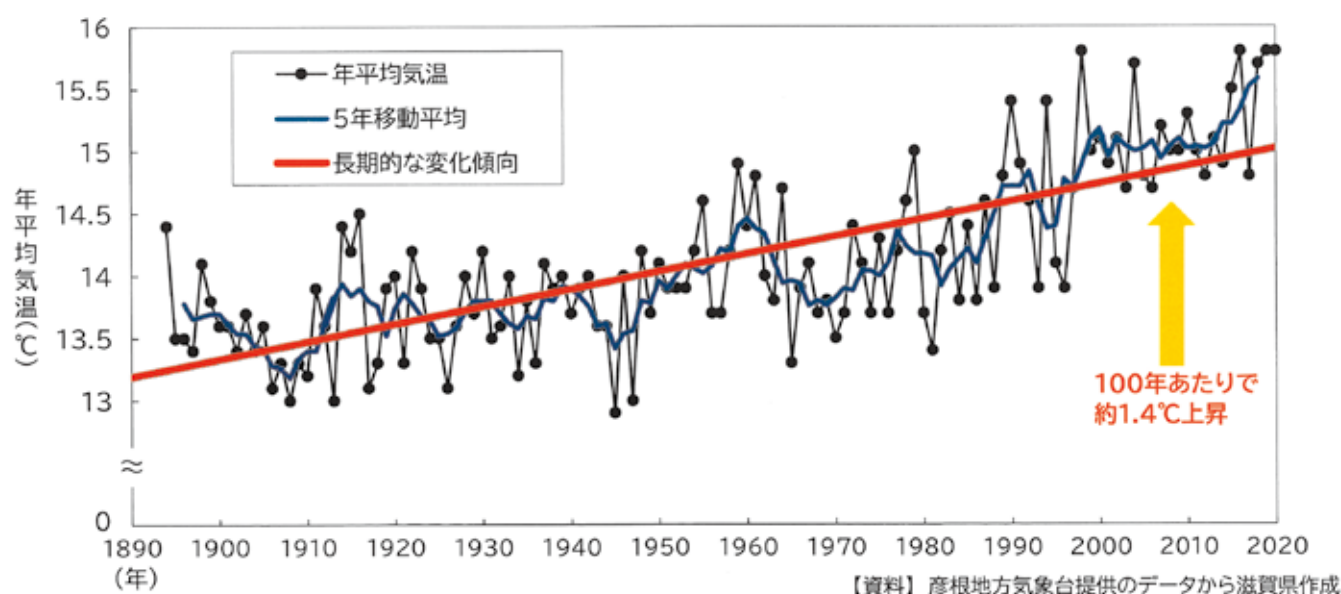
日本の食料自給率（カロリーベース）の推移



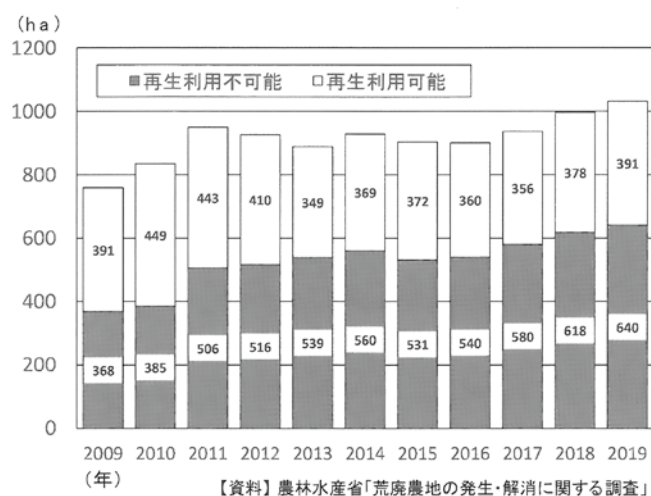
近江米・近江牛の輸出量の推移



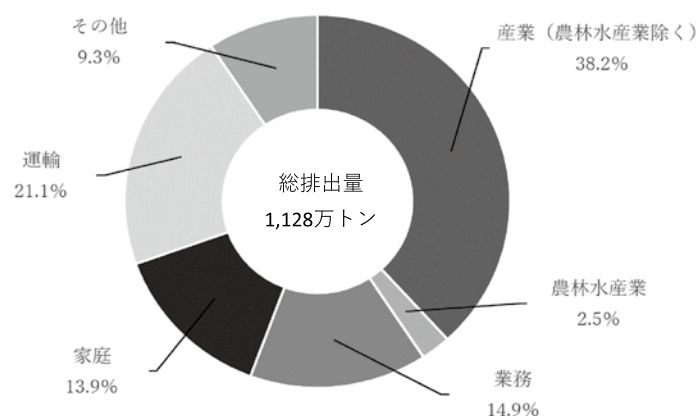
滋賀県彦根の年平均気温の経年変化



滋賀県の荒廃農地（農用区域内）面積の推移



滋賀県の温室効果ガス排出量



2018年度の滋賀県の温室効果ガス総排出量は1,128万t-CO₂で、そのうち農林水産業からは28.6万t-CO₂排出され、県全体の2.5%を占める。

【概要版】しがの農林水産業気候変動対策実施計画より作図

■ 主な制度資金・JA独自農業資金

資金区分				資金名	主な資金使途	利用いただける方
設備資金	農地取得	運転資金	負債整理			
●		●		農業近代化資金	○農業経営改善のための施設の取得・拡張、設備・農機具購入、長期運転資金等	○組合員（個人・法人・任意団体等） ○滋賀県農業信用基金協会の保証が受けられる方 ○下記のいずれかを満たす農業者の方 ・認定農業者 ・認定新規就農者 ・主業農業者（個人で農業所得（法人は売上高）が総所得の過半を占めていること、または個人で農業粗収益が200万円以上（法人は1,000万円以上）あるなど一定の条件を満たす農業者） 60歳以上の方は、後継者が農業に従事していることなどが要件 ・決算2期末満などの農業参入法人 ・集落営農組織 ・農業を営む任意団体等
		●		農業経営改善促進基金（スーパーS資金）	○農業経営改善計画の達成に必要な運転資金（既往借入金の借換えは含まない）	○農業を営み、または営もうとする個人・法人 ・農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定を受けている（認定農業者） ・簿記記帳を行っているか又は記帳することが確実に見込まれる ・農業経営改善計画が運転資金を必要とする改善措置である ・具体的な改善措置について認定後既に着手し、または認定を受けた年度において着手することが確実にある ・農業経営改善計画または資金利用計画において、既往借入金の返済財源が確保されている ・特別融資制度推進会議において貸付対象者として適格である

金利	貸付期間	借入限度・極度額	融資機関
○県から通知される貸付金利（国・県・ＪＡの利子補給・利子助成有り）	○認定農業者・その他の農業者 ・ 7～15 年 ○認定新規就農者 ・ 10～17 年（原則）	○個人 20 万円以上 1,800 万円以内 ○法人・集落営農組織・農業を営む任意団体等 20 万円以上 2 億円以内 ○決算 2 期末満などの農業参入法人 20 万円以上 1 億 5,000 万円以内 ※すでに借入されている農業近代化資金の残高を含む ※融資率は事業費の原則 80%以内、認定農業者・集落営農組織などは大臣特認資金を除き事業費の 100%以内	ＪＡ等
○県から通知される貸付金利	○農業経営改善計画期間終了時を含む年度の末日まで ○ 1 年以内の更新	○個人 ・ 一般経営 500 万円 ・ 畜産または施設園芸経営 2,000 万円 ○法人 ・ 一般経営 2,000 万円 ・ 畜産または施設園芸経営 8,000 万円	ＪＡ等

資金区分				資金名	主な資金使途	利用いただける方
設備資金	農地取得	運転資金	負債整理			
●	●	●		J A 営農ローン	○営農に関する一切の資金 (負債整理資金、期日経過後の経済未収金の肩代り資金、転貸資金、農外事業資金は除く)	○組合員個人(農業生産者又は農業従事者) ○借入時の年齢が満 20 歳以上で、最終償還時の年齢が満 80 歳未満 ○前年度税込年収 150 万円以上 ○勤続(または営業)年数が 1 年以上 (新卒の農業者、給与所得者および年金受給者は除く)
		●		J A 営農ローン (農業クイック)	○J A から米の販売代金が入金されるまでのつなぎ運転資金 (負債整理資金、期日経過後の経済未収金の肩代り資金、転貸資金、農外事業資金は除く)	○組合員個人(農業生産者又は農業従事者) ○借入時の年齢が満 20 歳以上で、最終償還時の年齢が満 80 歳未満
●	●	●		J A 営農資金	○営農に関する一切の資金 (負債整理資金及び転貸資金は除く)	○組合員
●		●		J A 新規就農応援資金	○農業経営にかかる設備・運転資金 (農地取得資金は除く)	○組合員または組合員となることが見込まれる方 ○新規就農者 ○借入時の年齢が 55 歳未満
		●		J A 担い手応援ローン	○個人 ・農業生産に直結する運転資金 ○法人等 ・農業経営に必要な運転資金	○組合員(個人) ・農業を営みまたは従事している ・借入時の年齢は満 20 歳以上かつ満 75 歳未満 ・J A で税務対応支援(決算書作成支援)等を受けている ・直近三期分の税務申告書類の提出が可能であり、かつ直近決算で繰越欠損金を有しない (法人等) ・農業経営・農業に関する法人および団体 ・J A で税務対応支援(決算書作成支援)等を受けている ・直近三期分の決算書の提出が可能であり、かつ直近決算で繰越欠損金を有しない(設立後 1 年以上 3 年未満の法人・任意団体で創業赤字の場合、当初事業計画と大幅な乖離がない)

金利	貸付期間	借入限度・極度額	融資機関
J A 所定の利率	○ 7 年以内	○300 万円以内（既往営農ローン残高を含む）	J A
J A 所定の利率	○ 1 年以内	○50 万円以内（J A から米の販売代金として入金される金額の 80%以内か 50 万円のどちらか少ない金額を上限） ○既往営農ローン残高を含め 300 万円以内	J A
J A 所定の利率	○ 7 年以内 ○施設資金については 15 年以内 ○つなぎ資金及び 運転資金については 1 年以内	○1, 000 万円以内 ○大規模経営は特認として 3, 000 万円以内	J A
J A 所定の利率	○最長 17 年	○1, 000 万円以内	J A
J A 所定の利率	○ 1 年以内	○個人 500 万円以内 ○法人等 1, 000 万円以内	J A

資金区分				資金名	主な資金使途	利用いただける方
設備資金	農地取得	運転資金	負債整理			
●		●	●	ＪＡ農業経営維持継続資金	○大規模災害等に起因して弁済が困難となることが見込まれる既往債務（運転・設備・制度資金）の弁済に必要な資金 ○農業経営の改善に必要な運転・設備資金（上記との併せ貸しの場合に限る）	○大規模災害等により農業経営に影響が生じているまたは生じるおそれがある組合員 ○農業を営みまたは従事している ○借入時の年齢は満 20 歳以上で最終償還時年齢が満 80 歳未満
●		●		アグリMAX 200・500	○農業生産・農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金 ○農機具、農舎等の取得・修繕に必要な資金	（個人） ○正組合員 ○借入時の年齢が満 20 歳以上 76 歳未満かつ完済時年齢が満 81 歳未満 （法人・団体） ○正組合員が主たる構成員である法人または団体
●		●		アグリマイティー資金	○生産・担い手資金 農業生産に直結する設備資金（他金融機関等の借入金の借換え資金含む）・運転資金 ○加工・流通・販売資金 農産物の加工・流通・販売に関する設備資金（他金融機関等の借入金の借換え資金含む）・運転資金 ○地域活性化・地域振興資金 地域の活性化・振興を支援するための設備資金・運転資金 ○再生可能エネルギー対応資金 農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金 ○災害緊急資金 自然災害等による農業経営の一時的な悪化に対応するため、農業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する資金 ○飼料用米対応資金 水田活用の直接支払交付金交付までのつなぎ資金	○組合員（個人） ・農業を営みまたは従事している ・借入時年齢は満 20 歳以上で、最終償還時年齢が満 80 歳未満 （法人等） ・農業経営・農業に関する法人および団体または農村地域振興に関するなどの理由によりＪＡが定めた法人および団体 ・三期分の決算書の提出が可能であり、かつ直近決算で繰越欠損金を有しない（設立後 1 年以上 3 年未満の法人・任意団体で創業赤字の場合、当初事業計画と大幅な乖離がない）

※記載の資金は令和 4 年 4 月現在のものであり、資金及びその他の内容は変更になる場合があります。

※貸付条件や貸付対象者等により借入できない場合もございます。

金利	貸付期間	借入限度・極度額	融資機関
J A 所定の利率	○15 年以内	○借換する既往債務残高の範囲内 ○農業経営の改善に必要な資金を併せて借入の場合は、既往債務残高に当該所要金額を合算した金額	J A
J A 所定の利率	○10 年以内 ○農機具等法定耐用年数が定められているものはその範囲内	○個人 200 万円以内 ○法人・団体 500 万円以内	J A
○プロパー資金 1 年以内 農中短期プライムレート +0.2% 1 年超 5 年以内 農中短期プライムレート +0.5% 5 年超 10 年以内 農中短期プライムレート +0.7% 10 年超 農中短期プライムレート +0.9% ○債務保証付 1 年以内 農中短期プライムレート 1 年超 5 年以内 農中短期プライムレート +0.3% 5 年超 10 年以内 農中短期プライムレート +0.5% 10 年超 農中短期プライムレート +0.7%	（長期資金） ○10 年以内（対象事業に応じて最長 20 年以内） ○災害緊急資金については 5 年以内 ○他金融機関等の借入金の借換え資金は当初借入期間の残存期間以内 （短期資金） ○1 年以内 ○飼料用米対応資金は交付金交付期限まで	○個人 5,000 万円以内 ○法人・特定農業団体 1 億円以内	J A



〒 528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口 6111-1
TEL : 0748-62-0581(代) FAX : 0748-63-6256

JA こうかホームページ
メールアドレス

[https://ja-kouka.shinobi.or.jp/
kikaku@ja-kouka.jp](https://ja-kouka.shinobi.or.jp/kikaku@ja-kouka.jp/)